

## 阿波市工事検査規程第7条（修補工事の請求）及び 第8条（軽易な修補工事の指示）の運用について

平成17年4月1日

通常、我々が商品を購入する場合、その商品に瑕疵（欠陥）があったとき、返品をしたり、商品の取替え要求をしたり、場合によれば値引き要求をしたりします。

ところが、土木及び建築工事等の「請負工事」においては、請負の本質上、そう簡単に返品をしたり、取替えができません。

請負工事においては、検査の結果、契約内容に適していない不完全な箇所、つまり瑕疵があれば、請負者にその瑕疵を修補させた上で引渡しを受けることができ、修補するまで、その引渡しを受けることを拒むことができます。

しかし、瑕疵がわずかな瑕疵である場合には、それを理由に引渡しを受けるのを拒むのは、権利濫用（民法第1条第3項）又は信義誠実の原則違反（同条第2項）であって許されず、この場合は、注文者としては成果品の引渡しを受けた上で請負者に対し、瑕疵修補又は損害賠償の請求をする（同法第634条）というのが法的な考え方です。

この考え方を取り入れて阿波市工事検査規程第7条及び第8条が規定されており、その運用については、次のとおりとさせていただきます。

- ・ 工事目的物の機能等に影響を与える重大な瑕疵がある場合

（第7条の規定による修補工事の請求をする。）

手続 修補工事請求書（様式第4号）、修補工事完了報告書（様式第5号）を受けた日から、検査員は14日以内に修補工事の確認をし、合格であれば検査の復命をする。

監督員は、その結果をもってしゅん工承認書及び工事成績を通知する。

罰則 工事成績の評価において、出来形又は品質の項はdまたはe評価とする。修補工事が契約工期内に終わらなかった場合、遅延工事となり、工程管理の評価はd評価とする。

また原則として、この遅延工事による損害金の支払を請負者に請求することとする。

さらに、指名競争入札等における指名制限措置の対象とする。

- ・ 工事目的物の機能等に影響を与えないわずかな瑕疵の場合

（第8条の規定による修補工事の指示をする。）

## 手続

イ）修補工事が検査請求書の通知を受けた日から14日以内に完了する場合は、遅延工事とみなさず、修補工事の指示は、口頭によることができるものとする。検査員は、修補工事の確認をし、合格であれば検査の復命をする。

ロ）修補工事が検査請求書の通知を受けた日から14日以内に完了しない場合は、修補工事の指示は、文書による指示とすること。

検査員が修補工事の確認をし、合格であれば検査の復命をする。

修補工事の確認をした日に検査復命をし、同日にしゅん工承認書が発行されたとしても、遅延工事となる。

この場合、修補工事期間を遅延日数とみなすこととする。ただし、この修補工事期間の中に契約工期が含まれている場合は、これを除いたものを遅延日数とする。

## 罰則

上記イ）については、遅延工事とみなさないのので、罰則なし。

上記ロ）については、原則として遅延工事による損害金の支払を請負者に請求しないこととし、かつ、指名制限等の措置を行わないこととする。

遅延日数が14日以内となる工事の工程管理の項の評価は、減点評価しないこととする。

遅延日数が14日を越える工事の工程管理の項の評価は、d評価とする。出来形及び品質の項の評価は、上記イ）及びロ）の場合、文書による指示が質・量とも多かった場合のみd評価とする。

## 附 則

この基準は、平成17年4月1日から施工する。

## 附 則

この基準は、平成20年6月1日から施工する。